

1. はじめに

基本方針策定の趣旨

- 平成31年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定。
- 条例に基づき、国立市の人権・平和施策の方向性全般を示す「(仮)国立市人権・平和施策基本方針」を策定。

基本方針の位置づけ

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」第9条に基づき策定。
- 国立市が人権・平和のまちづくりを目指す上で、市が取り組むべき課題とそれに対する基本的な施策を明らかにし、市があらゆる施策を推進する上での基本的な考え方となるもの。
- 国立市総合基本計画と共に、市の人権・多様性・平和に関する施策の指針となるもの。

2. 基本理念と4つの目標

基本理念

人権・平和のまちづくりを推進する基本理念：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4つの目標

- ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち
- 人権の意識を高め、個人がかけがえのない存在として尊重されるまち
- 多様性を受け入れ活かし合い、誰もが自分らしく生きられるまち
- 平和を希求し、協力と対話を通じて相互理解と交流を深めるまち

3. 人権・平和施策の方向性

(1) 人権教育・啓発の推進 (しる・まなぶ・わかる・かながえる)

- 人権・多様性・平和の学習機会
- 啓発活動、研修機会
- 当事者の声を届ける集い

(2) 人権救済・相談支援体制の構築 (ささえる・たすける・まもる・つつむ)

- 人権侵害、差別被害への相談支援
- 相談窓口での情報提供
- 被害への対策と加害に対する措置の検討
- セーフティネットの構築、自立支援

(3) 人権に配慮した環境整備 (はたらく・つかう・つながる・いかす)

- ソーシャル・ファームの創設
- コミュニティとつながる場
- ユニバーサル・デザインの導入
- ポジティブ・アクション (積極的改善措置) の推進

~~(4) 平和を願い求める文化の創造 (かんじる・きく・つたえる・つくる)~~

- ~~→ 平和を継承する事業~~
- ~~→ 自治体や団体等との交流~~
- ~~→ 協力と対話で相互理解をはかる文化~~

4. 分野別人権課題と施策の推進

- (1) 女性
- (2) 子ども・若者
- (3) 高齢者
- (4) しょうがいしゃ
- (5) 感染症、疾病にかかる差別
- (6) 被差別部落出身者
- (7) 外国にルーツのある人
- (8) 性的指向、性自認にかかる差別
- (9) インターネット上の誹謗中傷
- (10) 災害時要援護者
- (11) **働く場における差別や嫌がらせ → ハラスメント**
- (12) **様々な人権侵害**
  - ・ アイヌの人々
  - ・ 北朝鮮による拉致問題
  - ・ 刑を終えて出所した人
  - ・ 犯罪被害者やその家族
  - ・ 路上生活者
  - ・ 職業差別

5. 平和施策の推進

【課題】 戦争体験者の高齢化、戦争体験の伝承

【施策の方向性】

- 戦争・原爆の体験者の平和への思いを次世代につなぐ**事業 → 取組み**
- ~~→ くにたち平和の日事業~~ → **・ 国立市平和都市宣言等に基づくまちづくりの推進**
- ~~→ 平和首長会議との連携~~ → **・ 小学生の平和派遣事業 → ・ 様々な団体等との平和交流**

6. 推進体制

行政における推進体制

- 市長のリーダーシップのもと、全庁的な推進体制を整備。
- 職員の人権感覚を高めるための実効的な研修を実施。

国立市人権・平和のまちづくり審議会

- 「国立市人権・平和のまちづくり審議会」において、本基本方針その他人権・平和のまちづくりの推進に関する事項について審議。
- 市は人権・平和施策に関して審議会の意見を聞き、施策を実施。

公表と見直し

- 基本方針の策定時、変更時は速やかに公表。
- 基本方針は〇年〇月を始期として終期は定めない。
- 新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直し。